

1. 第一次霧島市総合計画後期基本計画策定の趣旨
2. 第一次霧島市総合計画の役割
3. 第一次霧島市総合計画の構成と期間
4. 第一次霧島市総合計画の進行管理と行政評価

1. 第一次霧島市総合計画後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成 17 年 11 月 7 日に始良中央地区 1 市 6 町（国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町）の合併により、人口約 12 万 7 千人、面積 603.68 平方キロメートルを有する人口・面積ともに県下第 2 の都市として誕生しました。

その後、本市では、新市まちづくり計画を基本としながら、市の課題や目標をより明確化し、限られた資源（財源、人など）を効果的・効率的に配分するための仕組みである「行政評価」を前提とした「第一次霧島市総合計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。

「第一次霧島市総合計画」では、**基本構想**[※]において、基本理念を「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」とし、市民が一体感を共有しながら、これを創り上げていくために目指すべきまちの将来像を「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」と決めました。

本市では、まちの将来像を実現するため、基本構想に基づく前期基本計画の下で各種施策・基本事業に取り組んできたところですが、同計画が平成 24 年度をもって期間満了となることから、今回、後期基本計画を策定しました。

後期基本計画については、前期基本計画を踏襲しながら、これまでの成果を検証し、現状を踏まえた上で、課題を再確認するとともに新たな時代の流れに柔軟に対応するため、全ての施策・基本事業の内容を見直し、実効性のある計画といたしました。

2. 第一次霧島市総合計画の役割

「第一次霧島市総合計画」は、本市の将来像とそれを実現するための市政の基本的方向を総合的かつ体系的に示したもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画として位置付けられるものであり、今後のまちづくりにおいて行政、市民、団体等の取組の指針となるものです。

※基本構想

「第一次霧島市総合計画」における基本構想については、地方自治法第 2 条第 4 項にある「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とする規定に基づき策定していますが、同規定については、「地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）」（平成 23 年 8 月 1 日施行）の成立に伴い削除されました。

しかしながら、基本構想については、振興発展の将来図及びこれを達成するために必要な振興施策の大綱で、経済振興、福祉の向上、土地利用等の基本的方向を明らかにしているものになります。また、「第一次霧島市総合計画」については、平成 20 年度から 10 年間を計画期間とする市政運営における最上位計画として議会の議決を経ているところです。

これらのことから、後期基本計画についても、前期基本計画と同様に基本構想に基づいて策定しています。

3. 第一次霧島市総合計画の構成と期間

「第一次霧島市総合計画」は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる構成とし、計画の期間は平成20年度から平成29年度までの10年間としています。

(1) 基本構想 [10年計画]

基本構想は、本市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と市の将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針（7つの政策）等を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるべきものであり、その計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間としています。

(2) 基本計画 [後期5年計画]

基本計画は、基本構想を受け、基本方針（7つの政策）を達成するための施策の体系（政策からみたまちの課題29施策と102基本事業）を示すものであり、その計画期間は平成25年度から平成29年度までの後期5年間とします。

(3) 実施計画 [3年間のローリング計画]

実施計画は、基本計画に定めた各施策及び基本事業を、具体的な事業（事務事業）として財政的な裏付けの下で実施していくことを目的とするもので、その計画期間は基本的に3年間とし、毎年度更新するローリング方式とします。

【計画期間】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
基本構想	(10年)										
基本計画	前期(5年)					後期(5年)					
実施計画	ローリング					(3年)			毎年度ローリング		

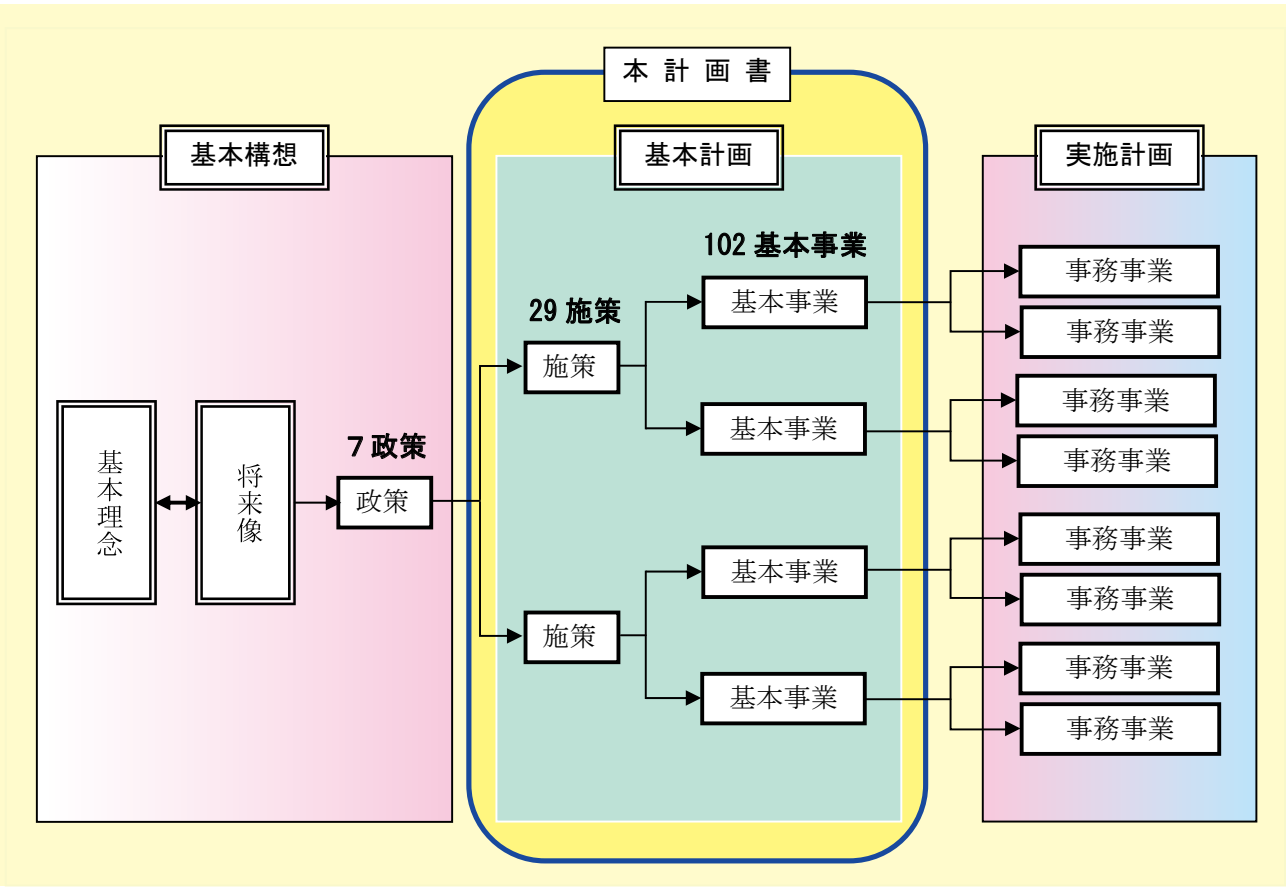
4. 第一次霧島市総合計画の進行管理と行政評価

「第一次霧島市総合計画」の進行管理に当たっては、成果重視の効果的・効率的な行政経営を実施していくための仕組みである「行政評価システム」を活用しています。

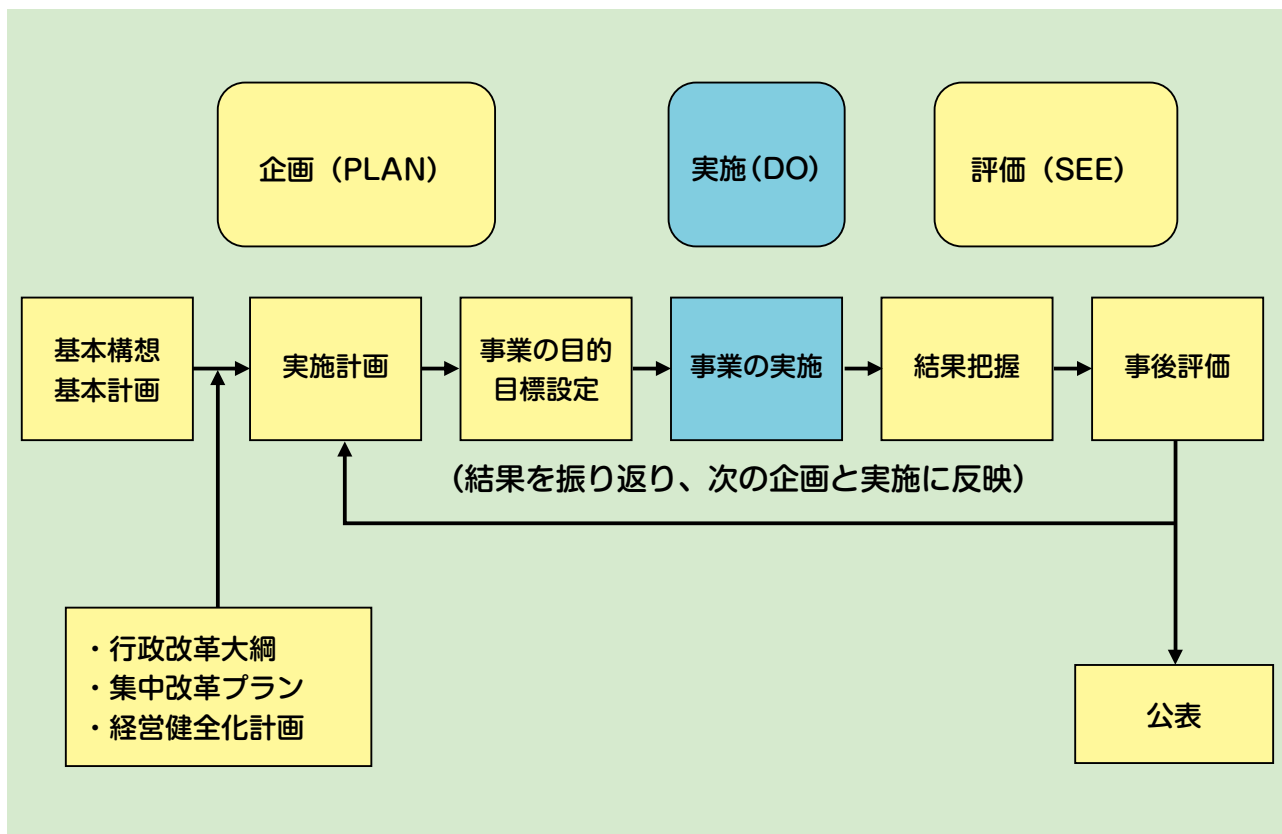
「行政評価システム」では、施策・基本事業・事務事業といった施策体系の各段階において、具体的な成果の指標やその目標値を設定することとしており、その設定に当たっては、「進捗率」や「整備率」などの事業の実施量（活動量）を表す項目だけでなく、“事業の対象（人やモノ等）”が“どういう状態になることが望ましいのか”という視点を取り入れ、事業の効果について評価を行います。このような評価を毎年度実施し、その結果を次年度以降の事業に反映させるとともに、広く市民に公表することにより市民の立場に立った行政運営の実現と透明性の確保に努めています。

また、「第一次霧島市総合計画」については、このような行政評価システムの導入を前提として策定していることから、同計画と行政評価の体系に整合性が保たれており、「企画（PLAN）－実施（DO）－評価（SEE）」という行政経営のサイクルの確実な運用が図られています。

第一次霧島市総合計画構成のイメージ図



行政経営の流れ



霧島市歌

・作詞＝伴 久志（霧島市）
・作曲＝高月啓充（岡山市）

一、一なる山並み 高千穂の

自然が息吹く 天降川

恵み豊かな 緑の大地

歴史は深く 心が通う

ああ霧島 わがまち霧島市

二、煙たなびく 桜島

無限に広がる 大空へ

希望を運ぶ 爽やかな風

世界に羽ばたく 先駆の誉れ

ああ霧島 わがまち霧島市

三、きらめく波の 錦江湾

虹の懸け橋 若人よ

未来に繋ぐ 七色の夢

色濃く漂う 文化の薫り

ああ霧島 わがまち霧島市

